

昭和四十三年通商産業省令第八十号

砂利採取業者の登録等に関する規則

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四条第二項、第八条第三項、第十四条第一項および第十五条第二項の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、砂利採取業者の登録等に関する規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この規則において使用する用語は、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録の申請をしようとする者は、砂利採取業を行おうとする場合にあつては、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

第三条 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 前項の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第六条第一項において「申請者」という。）が法第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

二 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第六条第一項第六号の規定による認定を受けた者であることを証する書面

三 事務所に置く業務主任者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

四 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることの証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により、当該業務主任者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）

五 記事項証明書（申請者が法人である場合は、その法人の登記の届出（承継の届出））

六 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行なう役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面（第三条削除）

第七条 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三条による届出をしなければならない。

2

前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

（業務主任者の職務）

一 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の事業の全部を譲り受け砂利採取業者の地位を承継した者にあつては、様式第四の二による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本

三 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

四 法第八条第一項の規定により合併により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第八条第一項の規定により分割により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、様式第六の二による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

六 承継者が法第六条第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面

七 承継者（承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日を証する書面

八 承継者が法第六条第一項第六号の規定による認定を受けた者であることを証する書面

九 承継者が法第六条第一項第七号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十 承継者が法第六条第一項第八号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十一 承継者が法第六条第一項第九号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十二 承継者が法第六条第一項第十号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十三 承継者が法第六条第一項第十一号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十四 承継者が法第六条第一項第十二号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十五 承継者が法第六条第一項第十三号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十六 承継者が法第六条第一項第十四号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十七 承継者が法第六条第一項第十五号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十八 承継者が法第六条第一項第十六号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

十九 承継者が法第六条第一項第十七号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

二十 承継者が法第六条第一項第十八号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

二十一 承継者が法第六条第一項第十九号の規定による認定を受けた者であることを誓約する書面

書を法第三条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

（登記手続）

二 都道府県知事が行う砂利の採取に伴う災害の防止に関する講習を受けた場合にあつては、それを修了したことを証する書面

三 履歴書（様式第十によるもの）

一 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

四 認定証（認定証等の再交付の手続）

一 認定証（認定証等の再交付の手續）

二 採取計画の作成及び変更に参画すること。

三 砂利の採取に從事する者に対する砂利の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。

四 法第三十二条の帳簿の記載及び法第三十三条の報告について監督すること。

五 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

六 法第三十四条の認定証をしたときは、様式第六号の規定による認定証をしたときは、様式第六号による認定証を交付するものとする。

七 選定された者は、様式第十四による申請書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

八 汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

九 鉱業権者との協議（鉱業権者との協議）

一 採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第九条及び第十四条から第二十一条までの規定は、法第三十条第二項において準用する採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十四条第二項及び第三項の規定による決定の申請及び意見の聴取に準用する。この場合において、採石法施行規則第十六条中「法第三十八条」とあるのは、「砂利採取法第三十条第三項」とする。

二 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第四十九条から第五十六条までの規定は、法第三十条第三項において準用する鉱業法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第三十二条から第一百三十二条までの規定による意見の聴取に準用する。

三 第十七条（条例等に係る適用除外）

一 砂利の採取に從事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において

二 この省令は、法の施行の日（昭和四十三年八月二十九日）から施行する。ただし、第八条か

ら第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則

(平成六年九月三〇日通商産業省
令第六六号)

(施行期日)

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六

年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月二八日通商産業省
令第二四号）

改正前の様式による用紙については、平成七年九月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成九年四月九日通商産業省令
第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業
省令第三四号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月一五日通商産業
省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月一五日通商産業
省令第二〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二九日通商産業
省令第三七〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日經濟産業
省令第九九号）抄

（施行期日）この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律に係る法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月四日經濟産業省
令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成二一年二月一日經濟産業省
令第六六号）

この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。

附 則（平成二四年一月一二日經濟産業
省令第二号）

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法

律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）か

ら施行する。

附 則（平成二七年一月一七日經濟產

業省令第七三号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高め

ための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規

定の施行の日（平成二十七年十一月二十六日）か

ら施行する。

附 則（令和元年七月一日經濟產業省令
第七一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改

正する法律の施行の日（令和元年七月一日）か

ら施行する。

附 則（令和二年一一月二八日經濟產業
省令第九九号）

この省令の施行の際現にあるこの省令に

よる改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類（第九十二

条による改正前の電気事業法等の一部を改正す

る等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令

様式第十三を除く。）は、この省令による改

正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用

紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の

一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置

に関する省令様式第十三を除く。）については、

当分の間、これを取り繕つて使用することがで

きる。

（施行期日）この省令は、令和五年六月九日から施行す

る。

（経過措置）この省令による改正後のそれぞれの省令の規

定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例による

ことができる。

（施行期日）この省令は、令和五年六月九日から施行す

る。

（経過措置）この省令による改正後のそれぞれの省令の規

定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例による

様式第3 様式第2 削除

契約印影某事務局印	監理番号
年 月 日	用
印影は本件を了承する旨の表示	
（印影）	

契約印影某事務局印	監理番号
年 月 日	用
印影は本件を了承する旨の表示	
（印影）	

様式第4 様式第4の2 削除

契約印影某事務局印	監理番号
年 月 日	用
印影は本件を了承する旨の表示	
（印影）	

様式第5 (平成26年4月1日以後のもの)
契約取消請求書(契約登記用)

契約登記番号	年 月 日
附 件	
印 照	
被代理人の氏名	
次のとおり紹約使用者について特記がありますことを認めます。	
1. 被代理人の氏名及び住所	
2. 被代理人の年齢	
3. 被代理人の性別	
4. 被代理人の職業	
5. 被代理人の年収	
6. 被代理人の勤務先の名称を承認するものとして認定された者の氏名及び住所	

(備考) 1. この取扱い手は、日本法適用Aとすること。
2. ×印の限り、認識しないこと。
3. 認定者氏名の欄は、紹約使用者までの地位を離れるものとして契約登記外の個人企業が認定すること。

様式第6 (平成26年4月1日以後のもの)
契約取消請求書(契約登記用)

契約登記番号	年 月 日
附 件	
印 照	
被代理人の氏名	
次のとおり紹約使用者について特記ありますことを認めます。	
1. 被代理人の氏名及び住所	
2. 被代理人の年齢	
3. 被代理人の性別	
4. 被代理人の職業	
5. 被代理人の年収	

(備考) 1. この取扱い手は、日本法適用Aとすること。
2. ×印の限り、認識しないこと。
3. 認定者は、二人以上とすること。

様式第6の2 (平成26年4月1日以後のもの)
契約取消請求書(代行用)

被代理人	年 月 日
被代理人の氏名及び住所	
被代理人の年齢	
被代理人の性別	

次のとおり紹約により紹約使用者の事業の全部の権利がありましたがことを認
めます。

1. 年齢の低い方が年長の方を監督者
2. 承認の方法

(備考) 1. 同人たるときは、日本法適用Aとすること。
2. ×印の限り、認識しないこと。

様式第7 (平成26年4月1日以後のもの)
契約取消請求書

契約登記番号	年 月 日
附 件	
印 照	
被代理人の氏名	
次のとおり紹約使用者の名前によるものと想付けます。	
1. 文部省の内審	文部省の内審
2. 実習の内月日	
3. 実習の内年	

(備考) 1. この取扱い手は、日本法適用Aとすること。
2. ×印の限り、認識しないこと。
3. 同人承認を行った者若しくは業務上在りの更新又は業務上の新規
行為を更なるときより、紹約使用者又は更新主在りのところに
受け付けること。

様式第8 (平成20年4月1日以後のもの)

印	名	姓
郵便番号	〒	年月日
住所		
性別		
年齢		
学年		
学年		
性別		
年齢		
学年		
性別		
年齢		
学年		

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2 >専用紙に記載しないこと。

様式第9 (平成20年4月1日以後のもの)

印	名	姓
郵便番号	〒	年月日
住所		
性別		
年齢		
学年		
学年		
性別		
年齢		
学年		
性別		
年齢		
学年		

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2 >専用紙に記載しないこと。

様式第10 (第12条関係) (平成20年4月1日以後のもの)

印	名	姓
郵便番号	〒	年月日
住所		
性別		
年齢		
学年		
性別		
年齢		
学年		
性別		
年齢		
学年		

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2 >専用紙に記載しないこと。

様式第11 (平成20年4月1日以後のもの)

印	名	姓
郵便番号	〒	年月日
住所		
性別		
年齢		
学年		
性別		
年齢		
学年		

(備考) この用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第12：(平成20年・平成21年・平成22年・平成23年用)・一部外

■ 著作権者	■ 著作年月日	■ 利用年月日
○ 本件	○ 年月日	○ 年月日
○ 付表	○ 年月日	○ 年月日

年 月 日

附
姓 名
抄写複数部は原本としての写真及び放影の部を受けたもので、利用権
料請求金額等に付する賃料額はこの規定により、申請します。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 >付の欄は、記載しないこと。

様式第13：(平成20年・平成21年・平成22年・平成23年用)・一部外

■ 著作権者	■ 著作年月日	■ 利用年月日
○ 本件	○ 年月日	○ 年月日
○ 付表	○ 年月日	○ 年月日

年 月 日

附
姓 名
抄写複数部が複数ある場合は各部に記入し、利用権料請求金額は各部と
しての割合及び割合を支払うものと認定する。
年 月 日
新規登録対象 ◎

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第14：(平成20年・平成21年・平成22年・平成23年用)・一部外

■ 著作権者	■ 著作年月日	■ 利用年月日
○ 本件	○ 年月日	○ 年月日
○ 付表	○ 年月日	○ 年月日

年 月 日

附
姓 名
抄写複数部は原本と付属・経写部の交付を受けたもので、利用権料
請求金額等に付する賃料額はこの規定により、申請します。

■ 著作年月日	■ 利用年月日
○ 本件	○ 付表

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 >付の欄は、記載しないこと。
3 「合集監・複数部」は、いずれか一方を指すこと。